

減価償却費の計算方法について (特に税務署に届出していない場合、償却方法は定額法(旧定額法)になります。)

減価償却費の計算は、取得時期や償却状況により以下のとおり異なります。

資産の取得日	償却方法 (償却率表)	耐用年数	
		H20年分申告まで	H21年分申告から
平成19年3月31日まで	旧定額法 (耐用年数省令別表七)	旧耐用年数	新耐用年数
平成19年4月1日から 平成20年12月31日まで	定額法 (耐用年数省令別表八)	旧耐用年数	新耐用年数
平成21年1月1日以降	定額法 (耐用年数省令別表八)		新耐用年数

- ◎旧定額法
取得価額の5%である残存価額に到達するまでは「 $\text{ロ} \times \text{ハ} \times \text{ニ}$ 」で計算します。残存価額の到達年は、「(前年の未償却残高 - 取得価額の5%) \times ニ」で計算します。最後の5年間は、「{(残存価額 - 1円) \div 5年} \times ニ」で計算します【均等償却】。
 - ◎定額法
未償却残高が1円になるまで「 $\text{ロ} \times \text{ハ} \times \text{ニ}$ 」で計算します。
- ※中古品を取得した場合の耐用年数は、原則として合理的に見積もった耐用年数が適用されます。見積もりが困難な場合は簡便法による耐用年数が認められます。詳しくは市民税課までお尋ねください。

◎収支内訳書(農業所得用) 2ページ 「○減価償却費の計算」の記載例

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
	減価償却資産等の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得(成熟)年月	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は改定償却率	本年中の償却期間	本年分の普通償却費 ($\text{ロ} \times \text{ハ} \times \text{ニ}$)	特別償却費	本年分の償却費合計 ($\text{ホ} + \text{ヘ}$)	事業専用割合	本年分の必要経費算入額 ($\text{ト} \times \text{チ}$)	未償却残高 (期末残高)	摘要
H19.3 までの 取得	(例1) 倉庫(木造)	1	H15.3	1,800,000	90,000	-	-	-	12/12	17,999	-	17,999	100	17,999	1	均等償却
	コンクリート用水路	1	H19.10	1,600,000	1,440,000	旧定額	17	0.058	12/12	83,520	-	83,520	100	83,520	159,280	
H19.4 以降の 取得	(例2) ダンプ式貨物自動車	1	R2.4	1,800,000	1,800,000	定額	4	0.250	3/12	112,499	-	112,499	70	78,749	1	
	耕運機	1	R3.6	200,000	200,000	定額	7	0.143	12/12	28,600	-	28,600	100	28,600	97,516	
	(例3) 自脱型コンバイン	1	R6.8	5,000,000	5,000,000	定額	7	0.143	5/12	297,917	-	297,917	100	297,917	4,702,083	
	計									540,535	-	540,535		506,785	4,958,881	

- 減価償却資産の名称を記入してください。
- 取得年月を記入してください。
- 取得価額を記入してください。
- 取得価額そのままの金額を記入してください。【注1】
- 通常、「定額」と記入してください。(H19.3までの取得分は旧定額)【注2】
- 機械、設備ごとに決まっています。【注2】
- 取得時期により償却率表が異なります。【注2】
- 償却期間の月数を記入してください。【注3】
- 「 $\text{ロ} \times \text{ハ} \times \text{ニ}$ 」で計算し記入してください。【注4】
- 該当あれば記入してください。
- 「 $\text{ホ} + \text{ヘ}$ 」で計算し記入してください。
- 事業で使用する割合を記入してください。
- 「 $\text{ト} \times \text{チ}$ 」で計算し記入してください。この欄の合計が本年分の減価償却費です。
- 「前年末の未償却残高 - ⑩欄」で計算し記入してください。この金額は、来年以降の減価償却の計算に必要になります。
- 「中古」「中途譲渡」「特例適用」「均等償却」等々該当あれば記入してください。

この数字が令和6年分の減価償却費です。収支内訳書1ページの⑩欄に転記します。

【注1】平成19年3月までの取得資産(生物を除く。)は「取得価額 \times 90%」の金額を記入します。均等償却のときは「取得価額 \times 5%」の金額を記入します。
 【注2】均等償却のときは⑤欄、⑥欄、⑦欄の記入は不要です。 【注3】取得の初年に注意。月の中途でも1月に算入します。
 【注4】旧定額法での均等償却の場合と、定額法で償却の場合の最終年は以下の計算例をご確認ください。

◎減価償却の年次別計算例

(例1) 倉庫 木造(平成15年3月に180万円で取得、耐用年数:改正前・改正後ともに15年)を旧定額法で償却

取得価額	償却率	月数	減価償却費	未償却残高
H15 1,800,000	$\times 0.9$	$\times 0.066 \times 10 / 12 =$	89,100	1,710,900
H16 1,800,000	$\times 0.9$	$\times 0.066 \times 12 / 12 =$	106,920	1,603,980
H22 1,800,000	$\times 0.9$	$\times 0.066 \times 12 / 12 =$	106,920	962,460
H23 1,800,000	$\times 0.9$	$\times 0.066 \times 12 / 12 =$	106,920	855,540
H24 1,800,000	$\times 0.9$	$\times 0.066 \times 12 / 12 =$	106,920	748,620
H25 1,800,000	$\times 0.9$	$\times 0.066 \times 12 / 12 =$	106,920	641,700

旧定額法では取得価額に0.9を乗じます。

H21申告分から新しい耐用年数による償却率を用います。また、平成19年3月31日以前取得資産のため、旧定額法の償却率で計算します。

取得価額	償却率	月数	減価償却費	未償却残高
H29 1,800,000	$\times 0.9$	$\times 0.066 \times 12 / 12 =$	106,920	214,020
H30 1,800,000	$\times 0.9$	$\times 0.066 \times 12 / 12 =$	106,920	107,100
R1			17,100	90,000
R2			18,000	72,000
R3			18,000	54,000
R4			18,000	36,000
R5			18,000	18,000
R6			17,999	1

R1は未償却残高が取得価額の5%になるまで償却することができます。

5%に到達後は翌年以降5年間均等額を償却します。

1円は残ります。

(例2) ダンプ式貨物自動車(令和2年4月に180万円で取得、耐用年数4年)を定額法で償却

取得価額	償却率	月数	減価償却費	必要経費算入額	未償却残高
R2 1,800,000	$\times 0.25$	$\times 9 / 12 =$	337,500	236,250	1,462,500
R3 1,800,000	$\times 0.25$	$\times 12 / 12 =$	450,000	315,000	1,012,500
R4 1,800,000	$\times 0.25$	$\times 12 / 12 =$	450,000	315,000	562,500
R5 1,800,000	$\times 0.25$	$\times 12 / 12 =$	450,000	315,000	112,500
R6 残存価額1円まで償却			112,499	78,749	1

減価償却費 \times 事業専用割合70%

この例では、事業専用割合が70%であるため、毎年の減価償却費に事業専用割合を乗じた金額が、その年の必要経費に算入する額となります。なお、この場合でも、未償却残高は、毎年の減価償却費を減じて計算することになります。

(例3) 自脱型コンバイン(令和6年8月に500万円で取得、耐用年数7年)を定額法で償却

取得価額	償却率	月数	減価償却費	未償却残高
R6 5,000,000	$\times 0.143$	$\times 5 / 12 =$	297,917	4,702,083
R7 5,000,000	$\times 0.143$	$\times 12 / 12 =$	715,000	3,987,083
R8 5,000,000	$\times 0.143$	$\times 12 / 12 =$	715,000	3,272,083
R9 5,000,000	$\times 0.143$	$\times 12 / 12 =$	715,000	2,557,083
R10 5,000,000	$\times 0.143$	$\times 12 / 12 =$	715,000	1,842,083
R11 5,000,000	$\times 0.143$	$\times 12 / 12 =$	715,000	1,127,083
R12 5,000,000	$\times 0.143$	$\times 12 / 12 =$	715,000	412,083
R13 残存価額1円まで償却			412,082	1

平成19年4月1日以降取得資産のため、定額法の償却率で計算します。

○今後新たに購入する償却資産は、例3と同様の計算経過となります。
 ○取得年月、取得価額、耐用年数、償却率と前年の未償却残高を確認するには、前年の「減価償却資産の計算」が必要になりますので大切に保管しておいてください。
 なお、新規に購入する主な償却資産の耐用年数(償却率)は以下のとおりです。
 トラクター、田植機などの農機具...7年(0.143)
 軽トラック...4年(0.250)
 ビニールハウス(金属製・構築物)...14年(0.072)
 木造倉庫...15年(0.067)
 仮設簡易建物...7年(0.143) など

農業用資産に係る固定資産税と軽自動車税は「租税公課」項目で必要経費として申告することが可能です!

- 固定資産税(償却資産)の申告について
会社や個人の方が、その事業のために用いている設備等の固定資産を「償却資産」といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。農業用資産もこれに該当するため、地方税法第383条の規定により毎年1月1日に所有している償却資産を1月31日までに資産所在地の市町村長に申告する必要があります。対象となるものは、原則10万円以上の機械・備品などになります。例:ビニールハウス・ネット・トラクタや耕運機などの農機具(軽自動車税(種別割)の対象となるものを除く。)等
詳しい内容に関する問い合わせはこちらまでお願いします。【問合せ先】固定資産税課 償却資産係 0857-30-8156
- 軽自動車税(種別割)の申告について

小型特殊自動車に該当する乗用装置のある農耕トラクタ、コンバイン、田植機などには軽自動車税（種別割）が定置場（駐車場）所在の市町村で課税されます。
登録手続きに関する問い合わせはこちらまでお願いします。【問合せ先】市民税課 軽自動車税 0857-30-8144